

令和 4 年 2 月 1 日  
千葉県信用保証協会

**伴走支援型特別保証制度及び  
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の改正について**

令和 3 年 4 月 1 日より取扱いが開始された、伴走支援型特別保証制度（以下「伴走特別」という。）及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（以下「経サポ感染症」という。）について、取扱期間の延長等の改正がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 伴走特別について

(1) 改正箇所

①保証限度額の引き上げ

保証限度額が 6, 0 0 0 万円となります。

②取扱期間の延長

取扱期間が令和 5 年 3 月 3 1 日当協会保証申込受付分まで延長されます。

③申込人資格要件の改正及び追加

ア. 経営安定関連保証 5 号を利用する場合の要件の改正

認定書の売上高等減少率が 1 5 % 以上のものに限られていましたが、同率が 1 5 % 未満のものについても、以下の要件を満たす場合は対象となります。

- ・最近 1 か月間に対応する前年同月の売上高が令和 2 年 1 月 2 9 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 1 5 % 以上減少していること。

なお、これに伴い「売上高減少要件確認書（S N 5 号売上高等減少率▲ 1 5 % 未満用）」が新たに制定されます。

イ. 一般保証を利用する場合の要件の追加

以下のいずれかの申込人資格要件に該当する場合、新たに一般保証が対象となります。

- ・最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 1 5 % 以上減少していること。
- ・最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 % 以上減少し、かつ前

年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

なお、これに伴い「売上高減少要件確認書（一般保証用）」が新たに制定されます。

#### ④一般保証の場合における信用保証料補助

一般保証の場合、下表のとおり料率区分に応じて、国からの補助率が異なります。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

※料率区分が判定できない場合（決算書なし等）は区分⑤が適用されます。

なお、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合の保証料率及び国からの補助率は下表のとおりです。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

※料率区分が判定できない場合（決算書なし等）は区分⑤が適用されます。

#### (2) 取扱開始日

改正後の取扱い（保証限度額の引き上げ・5号認定の対象者拡大・一般保証枠の創設）は令和4年2月1日当協会保証申込受付分から開始されます。

## 2. 経サポ感染症について

取扱期間が令和5年3月31日当協会保証申込受付分まで延長されます。

【参考】伴走支援型特別保証制度概要（赤字は改正関係箇所）

制度名	伴走支援型特別保証制度
対象者	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること <b>SN4号</b></p> <p>(2) 保険法第2条第5項<b>第5号</b>の規定による認定（売上高等の減少を要因とす</p>

	<p>るものに限る。)を受け、かつ次のいずれかに該当すること <b>SN5号</b></p> <p>①売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること <b>一般保証</b></p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>																																										
責任共有制度	SN4号 対象外	SN5号 対象	一般保証 対象																																								
保証限度額	<p>6,000万円</p> <p>※他の信用保証協会の利用額と合算した保証限度額となる。</p>																																										
資金使途	<p>運転資金および設備資金</p>																																										
保証期間	<p>一括返済の場合1年以内</p> <p>分割返済の場合10年以内（据置期間は5年以内）</p>																																										
信用保証料率	<p>(1) 通常料率</p> <p>上記対象者(1)及び(2)については、借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。</p> <p>上記対象者(3)については、借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の中欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</p> <table border="1" data-bbox="435 1447 1409 1644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率(%)</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>補助(%)</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>※有担保、会計参与設置会社による割引は適用されない。</p> <p>(2) 免除対応適用の場合</p> <p>上記対象者(1)及び(2)については、借入金額に対して1.05%（前記(1)から0.2%上乘せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。</p> <p>上記対象者(3)については、借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の中欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</p>			区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																		
補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																		
事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																		

	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
	補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
	事業者負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	<p>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>※有担保、会計参与設置会社による割引は適用されない。</p>									
融資利率	金融機関所定利率（利子補給無）									
担保	必要に応じて徴求									
保証人	<p>原則、法人代表者のみ</p> <p>免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p>									
必要書類	<p>上記対象者（1）及び（2）①については次のA及びB、上記対象者（2）②については次のA、B及びC、上記対象者（3）については次のB及びCを添付するものとする。</p> <p>ただし、免除対応を適用する場合にあつては、次のDを加えて添付するものとする。</p> <p>A. 市町村認定書（SN4号、SN5号のいずれか）</p> <p>B. 経営行動計画書</p> <p>C. 売上高減少要件確認書（SN5号売上高等減少率▲15%未満用又は一般保証用）</p> <p>D. 経営者保証免除対応確認書</p>									
金融機関の責務及び報告	<p>（1）金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>（2）金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>（3）金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告するものとする。</p>									
取扱期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに当協会が保証申込を受付したものの。									

以上

お問い合わせ先  
企画部経営企画課  
担当：大久保・内山  
TEL043-221-8185